

フェデリコ・カルピ

国際訴訟法学会 (International Association of Procedural Law) の歴史

橋本 聡* (訳)

ま え が き

本稿は、国際訴訟法学会 (IAPL) 理事長・フェデリコ・カルピ教授 (ボローニャ大学法学部) が同学会のホームページ上 (<http://www.uni-regensburg.de/Fakultaeten/Jura/gottwald/>) に掲載している IAPL の歴史に関する紹介文である。国際訴訟法学会は、来年 9 月はハンガリー・Pécs 大学において「電子訴訟 現在と将来」をテーマに開催され、再来年は 7 月末にドイツ・ハイデルベルク大学において四年に一度開催される世界訴訟法会議が「手続的正義」をテーマに予定されている。カルピ理事長は、かなり以前から中国民事訴訟法学者との交流も行ってきており、近い将来には本国際訴訟法学会を北京または上海でも開催したいという強い希望を持っておられる。そこで、本国際訴訟法学会の歴史に関する本稿を日本語に訳し、本学会誌に掲載することにより、日本およびアジアの法学研究者により広くご紹介し、できるだけ多くの皆様が本学会に参加していただけるようにと考えた次第である。最後に、本稿の日本語版の立命館法学への掲載をご快諾いただいたフェデリコ・カルピ教授および本稿の日本語訳をしていただいた橋本聡教授 (東海大学法学部) には心より感謝申し上げる次第である。

出口 雅 久 (国際訴訟法学会副理事長)

* はしもと・さとし 東海大学教授

1. ヨーロッパだけでなく全世界が、死と破壊の源、すなわち、ナチズムとファシズムという狂気から抜け出たのはほんのつい最近のことである。イタリア民事訴訟法学会会員の研究者らは、1950年9月30日から同年10月3日にかけて、フローレンスにおいて国際民事訴訟法学会第1回会議を開催した。そして、同大会において Enrico Redenti 教授は控えめながら次のように述べた。「生存し再興したいという我々の願望と、なかならず我々の分野のすべての研究者と広いつながりを築く必要のあることを、このようにして我々は再び世界に訴えるものである。法の実際の適用は本質的には技術的なものである。しかし、技術性でさえも、異なった、しかも一見するとかけ離れた経験や、全く異なる状況で行われた研究から得るものがあるのである。」と。

Piero Calamandrei は閉会の挨拶で情熱を込めて次のように述べた。「ひとつの任務、すなわち、人類の共同としてみられる研究は大いなる安らぎをもたらしてくれる。そして、我々はこの学会においてその証拠を すなわち、この継続性、つまり、戦争によって人々を隔てる障壁が打ち立てられた時代でさえ、人々に気付かれずに受け継がれるこの結びつきを 目の当たりにした。戦争が最も非人道的な方法で人々を隔てたと思える時でさえ、戦火を越えて、離れた場所にいる人々は書物を通じて気づかれずにコミュニケーションを継続している。いかなることがあろうともこの友愛、そしてこの連帯は精神の領域において確固たるものである。」1928年ウィーンで開催された最後の自由な会議の後に、イタリアの研究者に加え、René Morel 教授、Hans Schima 教授、Adolf Schönke 教授、Rudolf Pohle 教授、Ernest Heinitz 教授、Theodor Süß 教授、Jaime Guasp 教授、Victor Fairén-Guillen 教授、Niceto Alcalá Zamora 教授、Oscar de Cunha 教授といった様々な国の研究者が一堂に会したのは、この精神を象徴するものであった。

ひとつの問題が参加者すべての重荷となった。その問題とは、世界中で裁判が殺人に公式な合法性の形式を付与するために用いられた時に、手続とその目的、すなわち、抽象的で理論的な構成物について我々はいかに語るができるのだろうか、であった。

「政治的司法は存在するのか？」と Meaunier 教授は問うた。

Calamandrei 曰く、「清廉で公平な裁判官を尊重するのが常であった裁判所において、裁判官の衣をまとった殺人者と略奪者が裁判官席に座し、自らの悪行に裁判という規則と印章を付与したのである。特別裁判所、特殊裁判所、軍事裁判所、そして通常の裁判所では、略奪者の衣の下には、裁判するのでなく人を刺し殺す暗殺者の身なりが見えていた。ひとつの民族すべての根絶を目的とした迫害法が存在し、

裁判はこれらの迫害法執行のための穏やかな手段にされ、そして、正義の時が来たと考えた時、報復と復讐の新たな噴出が避けられなかったのである。」

しかし、意思の楽観主義が理性の悲観主義に勝り、手続文化の普遍的価値を再び主張するために、当時、民事訴訟法国際協会と称された団体の礎が築かれた。そして、Enrico Redenti 教授 (イタリア)、Hans Schima 教授 (オーストリア)、Adolf Schönke 教授 (ドイツ)、Victor Fairén-Guillen 教授 (スペイン)、Robert Wyness Millar 教授 (英米代表)、Niceto Alcalá Zamora 教授 (メキシコ)、Oscar de Cunha 教授 (ブラジル) と Eduardo Couture 教授 (ウルグアイおよび南米諸国代表) からなる準備委員会が設置された。Tito Carnacini 教授が事務局長に選任され、世界最古の大学としての地位を認めてボローニャに同協会の本部が置かれた。

2. 準備委員会の活動は通信および郵便の遅延により妨げられた。当時の書簡には、返信が来ないあるいは返信が遅いという苦情がしばしば見られる。(もっとも、同様のことは今日のEメール時代においても未だに起り得るのではあるが！)

けれども準備委員会の活動は続けられ、まず第1回会議が1951年4月に、ヴァインハイム会議の最中に開催された。それに続いて、連合国軍がオーストリアの首都に駐留する困難な状況下で、1953年10月5日から8日にかけてウィーンで第2回世界会議が開かれ、「手続の憲法上の保障」と題する報告が Eduardo Couture 教授により、「アメリカ合衆国における判決の強制執行」と題する報告が Arthur Lenhoff 教授により、「国際裁判管轄」と題する報告が Riccardo Monaco 教授によりそれぞれ行われるなど、広範囲な問題が論じられ大きな関心を呼んだ。

フローレンスにおいて設置された準備委員会は再度承認を受け、Redenti 教授を委員長とし、Schima 教授、Pohle 教授、Fairén-Guillen 教授および Carnacini 教授を事務局長として1955年12月19日、ボローニャにおいて開催された。今でも私の手元にある議事録によれば、Henry Solus 教授、Niceto Alcalá Zamora 教授ならびに Eduardo Couture 教授から支持のあったことが記されている。

起草された会則には、なかんずく、国際訴訟法学会(「協会」という名称および民事訴訟への限定が外されていることに留意すべきである)は、いかなる影響からも自由であるべきであること、同学会会員は刑事法、行政法および金融法を含む訴訟法分野の研究者から評議会(council)により選任されること、同学会は情報および刊行物の出版、国際学会の開催、年報の発行と共に訴訟法研究の促進をその目的にすることが定められた。会員数の上限は300名とし、それぞれの国に一定の枠が設定された。学会における公用語は、仏語、英語、独語、伊語そして西語である。

次の会議は、1957年4月にミュンヘンで開催されることとなり、テーマと報告者

が決定されたが、諸事情により開催されず数年が経過した。再びイタリア民事訴訟法学会の研究者による強い要請の下に、1962年4月12日から15日にかけて第3回世界会議が開催された。

同会議は多数の参加者に恵まれ、世界中から迎えられた著明な研究者による報告が行われた。報告者すべてを挙げることは不可能であるので、「ベルギー法における非訟裁判権」に関して Charles Van Reepinghe 教授と Ernest Krings 教授が、「非訟裁判権の有効性」に関して Niceto Alcalá Zamora 教授が、そして「国際私法における証拠方法の許容性」に関して Giorgio Ballardore Pallieri 教授がそれぞれ報告を行ったことだけ挙げておく。

私事ではあるが、これが私にとっては最初の国際学会との出会いであり、私は同会議の記録の出版・編集にあたった。

第4回会議は1967年にアテネで、第5回会議はメキシコシティで開催された(1972年3月12日-18日、Zamora 教授と Castillo 教授が同会議責任者であった)。同会議では役員が改選され、Niceto Alcalá Zamora 教授が理事長に、Vittorio Denti 教授が事務局長にそれぞれ選任された。本部はポーニャに残され、会則は設立当初の45人の通常会員により承認された。

上述の2人に加えて、Baur 教授、Carnacini 教授、Devis Echildia 教授、Fairén-Guillén 教授、Fasching 教授、Fix Zamudio 教授、Jolowicz 教授、Perrot 教授および Stalev 教授が役員に選任された。

彼らは再び国際訴訟法協会について語った。

様々なアイデアや提案が具体化されたのは、Marcel Storme 教授が会議開催責任者を務めた「人間の顔をもった正義へ向かって」をテーマとする1977年のгент会議であった。同会議は1950年以降で6回目を数えるが、アジア、オーストラリアおよびアフリカを含む全ての大陸の代表者が参加した世界的な会議という意味では、最初の会議であった。

国際訴訟法学会のこのようなグローバル化は、Walter Habscheid 教授が会議開催責任者を務めた「司法による保護の実効性と憲法秩序」をテーマとする1983年のヴュルツブルグ会議によって一層推し進められた。

ヴュルツブルグ会議総会において、「協会」という名称を止めること、Mauro Cappelletti 教授を理事長に、Marcel Storme 事務局長に、そして Walter Habscheid 教授と Vittorio Denti 教授を事務局長に選任することが決議された。当時の会員は約120名を数え、本部はгентへ移された。

これらの役員の中でも特に Mauro Cappelletti 教授と Marcel Storme 教授が再び

精力的に活動した結果、ついに学会誌「Procedural Reporter」が隔年で発行されることとなり、大変貴重な情報の交換手段となることが予定された。

1985年には新たな提案が実行に移され、Ulla Jacobsson 教授が会議開催責任者であった「非金銭執行の潮流」をテーマとするルンドでのコロキウム (colloquium) を皮切りにして、一連の単一テーマ・コロキウムが開催された。

1987年には、Wedekind 教授を会議責任者として「正義と迅速性」をテーマとする第8回会議がユトレヒトにおいて開催され、ポローニャ大学創立900周年を迎える1988年には、「国内および国際レベルにおける人権の司法上の保護」をテーマとする臨時会議が私を会議開催責任者として開かれた。1991年には、「現代社会における裁判官と弁護士の役割と組織」をテーマとする第9回大会がコインブラ・リスボンにおいて Pessoa Vaz 教授を会議開催責任者として開催され、1992年には日本の民事訴訟法学会が我々と共同で東京会議を開催した。1993年には Mieczyslaw Sawczuk 教授が「民事訴訟法の統一と諸国間の相違」をテーマとするコロキウムをルーブリンで開催し、1995年には、「訴訟法の越境的側面」をテーマとする第10回世界会議が Italo Andolina 教授を会議開催責任者としてタオルミナにおいて開かれた。そして、1997年には、「国内および国際レベルにおける最高裁判所の役割」をテーマとする最も心に残るコロキウムがサローニカで開催された。これは Pelaya Yessiou-Faltsi 教授の労による。1998年、Sherman 教授と Yannopoulos 教授の尽力により初めて学会がアメリカ合衆国で開催され、ニュージャージーにおいて「手続権の濫用」をテーマとするコロキウムが開かれた。1999年のウィーンでの第11回世界会議は Walter Rechberger 教授により周到に準備され「新世紀を目前とする訴訟法」をテーマとして開催された。

そして、2000年にゲントで、2001年にはブリュッセルで、それぞれコロキウムが開かれ、2003年には第12回世界会議がメキシコシティで開催された。「民事訴訟と法文化」をテーマとする同世界会議は Cipriano Gomez Lara 教授の尽力によるものであった。タオルミナでの世界会議では、Marcel Storme 教授が理事長に、そして、José Carlo Barbosa Moreira 教授、谷口安平教授および Bryant Garth 教授の3名がそれぞれ所定の地域を担当する副理事長に、そして、Keith Uff教授、Peter Gottwald教授と私が事務局に選任されていた。その当時、北米、南米、日本、中国、オーストラリア、ニュージーランドおよびアフリカからの会員数が特に増加し、会員数は通常会員が310名、特別会員9名となった。本部はポローニャへ戻された。

2003年9月のメキシコシティにおける第12回世界会議総会において、以下の者が評議会役員に選任された。Italo Andolina (イタリア) 教授、Elio Fazzalari 教授

(イタリア), Héctor Fix Zamudio 教授(メキシコ), Peter Gilles 教授(ドイツ), Stephen Goldstein 教授(イスラエル), Wouter De Vos 教授(南アフリカ), Cipriano Gomez Lara 教授(メキシコ), Loïc Cadiet 教授(フランス), Konstantinos Kerameus 教授(ギリシャ), Per Henrick Lindblom 教授(スウェーデン), Augusto Mario Morello 教授(アルゼンチン), Ada Pellegrini Grinover 教授(ブラジル), Francisco Ramos Mendez 教授(スペイン), Walter Rechberger 教授(オーストリア), Gerhard Walter 教授(スイス), Garry Watson 教授(カナダ), Pelaya Yessiou-Faltsi 教授(ギリシャ), Neil Andrews 教授(イギリス), Giuseppe Tarzia 教授(イタリア)。

Marcel Storme 教授が理事長に再選され, Federico Carpi 教授, Peter Gottwald 教授および Keith Uff 教授が事務局に, そして José Barbosa Moreira 教授, 谷口安平教授および Oscar Chase 教授が副理事長にそれぞれ選任された。

世界各国の学者が会に加わり, 会員数は350名に達した。

数多くの極めて内容豊かな以下のようなコロキウムが引き続き開催されている。2004年, Loïc Cadiet 教授によりパリとディジョンで開催された「代替的紛争解決」をテーマとするコロキウム。2005年, Walter Rechberger 教授と Miklós Kengyel 教授によりウィーンとブダペストで開催された「欧州民事訴訟法 欧州連合の拡大後の総括と将来の展望」をテーマとするコロキウム。2006年9月, 出口雅久教授により京都で開催された「グローバル社会における民事訴訟法の継受と伝播」をテーマとするコロキウム。2007年4月, Vytautas Nekrošius 教授によりビルニウスで開催された「東西における民事訴訟法発展の最近の傾向」をテーマとするコロキウム。コロキウムに提出されたほとんどの報告書は公刊されている。

最後に, 2007年9月, サルバドル・デ・バイアにおいて, Ada Pellegrini Grinover, Petronio Calmon 両教授の周到な準備の下に, 「訴訟法の新たな潮流」をテーマとした第13回世界会議が開催された。すべての報告書は一冊の本に纏められ出版されており, そこでなされる様々な主題に関する科学的な議論は特に興味深いものがある。

同大会の開会式では, 本学会の理事長を長年務めた Mauro Cappelletti 教授に対する哀悼の意が表された。本学会は Marcel Storme 教授と Federico Carpi 教授を編者として Cappelletti 教授の追悼記念論文集を出版し, 2005年のウィーンにおけるコロキウムにおいて献呈している。

サルバドル・デ・バイア会議総会は Marcel Storme 教授の功績を讃え, 同教授が理事長の退任を発表されると, 同教授を名誉理事長とすることを決議した。

以下が同総会において改選された本学会執行機関役員である。

Federico Carpi 教授 (理事長), Ada Pellegrini Grinover 教授 (副理事長), Oscar Chase 教授 (副理事長), 出口雅久教授 (副理事長), Peter Gottwald 教授 (事務局長), Michele Taruffo 教授 (事務局長), Loïc Cadiet 教授 (事務局総長)。

評議会: Neil Andrews 教授 (イギリス), Stephen Goldstein 教授 (イスラエル), Walter Rechberger 教授 (オーストリア), Miklós Kengyel 教授 (ハンガリー), Gary Watson 教授 (カナダ), Manuel Ortells Ramos 教授 (スペイン), Sakari Laukkanen 教授 (フィンランド), Dimitri Maleshin 教授 (ロシア), Eduardo Oteiza 教授 (アルゼンチン), Piet Taelman 教授 (ベルギー), Janet Walker 教授 (カナダ), José Roberto Dos Santos Bedaque 教授 (ブラジル), Rolf Stürner 教授 (ドイツ), Burkhard Hess 教授 (ドイツ), Edoardo Ricci 教授 (イタリア), Frédérique Ferrand 教授 (フランス), Vytautas Nekrošius 教授 (リトアニア), Moon-Hyuk Ho 教授 (韓国), Alan Uzelac 教授 (クロアチア)。

2年後の2009年9月には, Peter Gottwald 教授が2011年に開催される第14回世界会議までをその任期として理事長の職に就くこととなっている。

今後の予定は以下のとおりである。2008年11月6日 8日, スペインのバレンシアにおいて「口頭手続と書面手続 手続における迅速性」をテーマとするコロキウムが Manuel Ortells Ramos 教授により開催される。2009年6月3日 5日, カナダのトロントにおいて「英米法系でもなく, 大陸法系でもなく: 訴訟法改革と新たなカテゴリの必要」をテーマとするコロキウムが Janet Walker 教授と Oscar Chase 副理事長により開催される。そして, 2010年にはハンガリーの Pécs でコロキウムが, さらに2011年7月または8月にはドイツで第14回世界会議の開催が計画されている。

会員相互に緊密な関係を築いてもらうことを目的として, Peter Gottwald 教授により新たなウェブサイトが以下のアドレスで立ちあげられている (www-iapl.uni-regensburg.de)。有益で科学的かつ人的な交流のために, 相互認識をさらに高めることに深くコミットして我々は将来へと向かっていることに満足している。

国際訴訟法学会理事長

Federico Carpi